

重要事項説明書（居宅介護支援）

介護保険法及び関連する法令に基づいて、居宅介護支援センターみやびが提供する「居宅介護支援事業」について、この書類でご説明いたします。

1. 事業所を運営する法人

法人種別・名称	株式会社 雅
代表者職・氏名	代表取締役 加藤 雅己
設立年月日	平成24年1月11日
所在地・連絡先	〒527-0113 東近江市池庄町1554-5 電話0749-45-0100 FAX0749-45-1667

2. 居宅介護支援事業所

事業所名	ケアプランセンター みやび
指定事業所番号	2570501250
所在地	〒527-0113 東近江市池庄町1554-5
電話番号・FAX	電話 0749-45-0100 FAX 0749-45-1667
管理者	吉村 美代（主任介護支援専門員）
事業実施地域	東近江市内 （湖東、八日市、蒲生、五個荘、能登川）

3. 事業所の営業日

営業日	月曜日から金曜日（ただし、祝日・年末年始（12/30～1/3）お盆（8/13～8/16は除く）
営業時間	8時30分から17時30分まで

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法の趣旨に沿って、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう利用者及びその家族の希望を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成すると共に、各サービス提供が確保されるよう、各事業所等と連絡調整その他の便宜の提供を行います。また要介護者が介護保険施設への入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜提供を行うこととします。
-------	--

運営の方針	<p>(1) 常に中立公正であることを心掛け利用者の選択を尊重した利用者本位のサービス提供をするために、心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合かつ効率的に提供されるよう努め、複数の指定居宅サービス事業所の紹介、居宅サービス計画書原案に位置付けた、指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明をします。</p> <p>(2) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めるものとします。文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名を受けるものとします。</p> <p>(3) 必要に応じ利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に同席し、医師等と利用者の必要な心身の状況や生活環境、病状に関する情報を交換し、その情報を居宅サービス計画書に記録できるよう連携を行います。</p>
-------	--

(1) その他の事項

高い質のマネジメントの提供

マネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、利用者その家族に以下について説明を行います。

居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の割合、並びに前6ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護のサービスごとの提供回数のうち、同一のサービス事業者によって提供された割合を、別途資料にて説明します。

(R6年4月より努力義務)

5. 職員の職種、人数及び職務

従業者の職種	員数及び勤務体制	職務内容
管理者	1人 (兼務)	業務の総括・連絡調整・ケアマネジメント業務

6. 契約期間

契約期間	契約の期間は、契約の日から介護保険被保険者証に記載されている「認定の有効期間満了日」までとします。 ただし、下記に当てはまる場合には「自動更新」され、新たな「認定の有効期間の満了日」まで延長されます。
自動更新による延長	利用者が要介護状態であることの更新もしくは要介護度の変更を受けられた場合、新たな認定の有効期間の満了日まで延長されます。この場合、満了日までに利用者から契約の終了または解約の申し出がなければこの契約は自動更新されます。
契約の終了と解約	上記の契約の期間中において、利用者または事業所が契約の終了または解約を行う場合の説明は、項目7、8にて行います。

7. 契約の終了について

契約の自動終了	<p>①利用者が下記の介護保険施設等に入所、または利用をされた場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 <p>ただし、上記利用先からの退所、または利用終了が定められている場合は自動的に終了しないことがあります。</p> <p>②利用者が自立または要支援と認定された場合。</p> <p>③利用者が亡くなられた場合。</p>
---------	--

8. 解約について

解約	<p>◇利用者から解約する場合 利用者は、事業所を運営する者（この説明書の「1. 事業所を運営する法人」（株式会社 雅 居宅介護支援センターみやび）に対して文書で通知することにより、いつでも解約することができるものとします。ただし解約の日については、あらかじめ利用者がその日を明確にしている場合を除き、その文書が事業所に届いた日とします。</p> <p>◇事業所から解約をする場合 次の事由に該当した場合、事業所は解約することができるものとする。</p>
----	---

	<p>①契約内容を続けることができないやむを得ない事情が起きた場合</p> <p>②利用者が契約の内容を守らない場合</p> <p>③契約に定めた事業の実施について、利用者の合意が1ヵ月を超えても得られない場合</p> <p>④利用者から契約の信義に反する言動、ハラスメントがあった場合</p> <p>⑤①において、その理由が事業の休廃止である場合には、1ヵ月前までに理由と解約日を記した文書で利用者に通知をさせていただき、必要なサービスが継続的にご利用いただけるよう、他事業所の紹介等、便宜提供を行います。</p>
	<p>⑥①において上記以外の理由または②から④の場合には、解約の7日前までにその理由または根拠と解約日を明確に記した文書で利用者に通知をさせていただき、他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を提供いたします。</p> <p>⑦利用者が入院その他の事情により、続けて3ヶ月を超えてサービスの利用がないことが明らかな場合、または実際に続けて3ヶ月を超えてサービスの利用がなかった場合にも、事業所から解約することができるものとします。この場合も、解約する日の7日前までに利用者に対して文書で通知をさせていただきます。</p>

9.提供するサービスの内容

サービス	内 容
<p>居宅サービス 計画の作成と 事業者等の調整</p>	<p>利用者の心身・生活環境など種々の状況に応じ、必要な居宅（介護）サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成します。</p> <p>また、必要に応じて事業所は利用者の所在する市町、在宅介護支援センター、地域包括支援センター他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努め、利用者が可能な限り、自宅でその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう配慮することにより、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう支援します。</p>
<p>サービス利用 状況の確認・ 見直し</p>	<p>月に一回以上、利用者の自宅を訪問してサービスの利用状況など、作成した居宅サービス計画で決めた目標の達成状況を確認します。</p> <p>また、サービス内容が適切であるか新たな希望や問題があるかなどを確認し、利用者とともにその課題を考えて、必要に応じて居宅サービス計画の見直しやサービスの内容の調整などを行います。</p> <p>介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。</p>

給付管理	介護保険にて利用いただけるサービスの範囲や種類などについて確認・調整を行います。 また、サービスが計画どおりに提供されているかなど確認し、毎月給付管理票を作成し、滋賀県国民健康保険連合会に提出します。
要介護認定等の申請	要介護認定等の申請や更新の申請状況に応じ行うことができます。その他、居宅サービスなどの利用について、その手続きを行うことができない場合などについては、必要な申請などの援助を行います。
相談対応	介護保険や介護についての相談をお受けします。 居宅サービスに関する苦情などもお受けします。

10. 利用料について

居宅介護支援費用	ここに記載する金額は、厚生労働大臣の定める1カ月の費用です。 介護保険給付の適用となる場合には、利用料は介護保険から支払われるため、利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納などにより介護保険から事業所に支払いがされない場合には下記の利用料をいただきます。 料金をいただく場合には、サービス提供証明書を発行しますので、東近江市役所の介護保険担当窓口でその証明書を添えて申請していただくと、その費用の払い戻しを受けることができます。 ① 居宅介護支援費 *居宅介護支援費は、単位数に地域区分単価(10.21)を乗じた額となります。 要介護1・2の方 要介護3・4・5の方 10,860円 14,110円 ② ①の費用額のほか、法令等の定めに従って要件が該当する場合には下記の加算を算定させていただきます。 ・初回加算 …………… 3,000円 新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月につき) その他加算・減算につきましては別表にて説明します。
交通費	東近江市内の実施地域の利用者の居所への訪問については、交通費はいただきません。 東近江市外の利用者の居所への訪問については、訪問に必要な交通費などの実費をいただきます。 自動車を使用した場合は下記のとおりです。 ※東近江市を超えた地点から自宅までの距離が、 ・10km未満の場合は、1回の訪問につき500円です。 ・10km以上は1kmを増すごとに1,000円とします。
その他	各種申請代行やサービス提供の記録の複写物の交付など、用紙代等が必要な場合には、その費用の実費をいただく場合があります。

1 1. 費用の支払いが必要な場合の支払い方法と支払い時期について

支払方法	支払時期
振込	サービスの利用月分の請求を翌月中旬に送付しますので、通知のあった日から2週間以内に最寄りの銀行から振込み下さい。（振込に必要な手数料は、利用者の負担とさせていただきます。）
現金	振込での支払いが困難な場合、事業所の窓口で直接お支払いください。
備考	その他、料金の支払いについて、お問い合わせなどがありましたら、担当の介護支援専門員までご連絡下さい。

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について

守秘義務	担当の介護支援専門員をはじめ、当事業所のすべての職員は、利用者のことについて知り得た情報を関係者以外の他者に漏らしません。 個人情報の利用については、利用者等に文書で同意を得て、利用目的の達成に必要な範囲において、利用者等の個人情報を用います。 法令等の定めに基づく場合を除いて、みだりに個人情報を外部に提供しません。
管理	利用者に提供する居宅介護支援及び居宅サービスに関しての記録類は細心の注意を持って取扱い、厳重に管理します

1 3. 損害補償保険への加入について

利用者に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所にて加入している損害補償保険の範囲内において賠償します

1 4. サービスの内容に関する相談・苦情窓口および虐待防止対応窓口について

(1) サービスに対する苦情やご意見、虐待、不当な身体拘束に関する相談、利用料のお支払い、手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の窓口で受けつけます。

所在地	〒527-0113 東近江市池庄町1554-5
対応時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分まで
連絡先	電話0749-45-0100 FAX0749-45-1667
苦情受付担当 虐待防止受付担当者	管理者 吉村美代
苦情解決責任者 虐待防止対応責任者	専務 加藤礼子

15. 権利擁護に関する措置

虐待、身体拘束防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待や身体拘束発生やその再発を防止するための指針の整備、研修等に取り組みます。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束等は行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむ得ない理由を記録します。

(2) その他の苦情・虐待・不当な身体拘束に関する受付機関

東近江市役所 福祉部長寿福祉課	〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号 電話 0748-24-5678 FAX 0748-24-1052 対応時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 午前8時30分～午後5時15分まで
東近江市湖東支所	〒527-0113 東近江市池庄町505 電話 0749-45-0511 FAX 0749-45-1570 対応時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 午前8時30分～午後5時15分まで
滋賀県国民健康保険団体 連合会（国保連）	〒520-0043 大津市中央4丁目5番9号 電話 077-510-6605 FAX 077-510-6606 対応時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 午前9時00分～午後5時15分まで
滋賀県運営適正化委員会 （あんしん・なっとく委員会）	〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 電話 077-567-4107 FAX 077-567-3061 対応時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 午前8時30分～午後5時15分まで

16. ハラスメント対策

①事業所は職場におけるハラスメント対策に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目差し方針の明確化等の必要な措置を講じます。

② 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

③ 事業所側から利用者側（利用者・家族等）に対する契約解除について

*家族等とは、家族に準じる同居の知人または親族を意味します。

1) 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

2) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

3) セクシャルハラスメント（以下「セクハラ」という）

（意に添わない性的誘いかけ、好意的な態度の欲求等、性的嫌がらせ行為）

上記、ハラスメント行為に対し、必要な措置を講じ、契約解除に至ることがあります。

「正当な理由」の判断

- ・職員の安全性を損なうものであると同時に、提供サービスを困難にすること

- ・ハラスメントによる結果の重大性

- ・ハラスメントの再発の可能性

以上の理由をもって、契約解除の理由とする場合があります。

17. 業務継続計画の策定

業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が生じた場合でも、利用者が継続して指定居宅支援事業所の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

（衛生管理）

感染症の予防及びまんえん防止に努め、感染防止に関する対策を協議し、対応指針等を策定し研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努めます。